

吉見町の公契約に関する基本方針

〔令和4年4月1日〕
告示第64号

(目的)

第1条 この方針は、町が締結する公契約に関する基本的な事項を定めるとともに、町及び事業者等の責務を明らかにすることにより、公契約の適正な履行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約 町が発注する工事若しくは製造その他の請負又は物件の買入れその他の契約及び指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）と締結する公の施設の管理に関する協定をいう。

(2) 事業者等 公契約を受注し、又は受注しようとする者及び公契約を受注した者から公契約に係る業務の一部について受注し、又は受注しようとする者をいう。

(取組)

第3条 基本方針に基づく施策は、次に掲げる取組により、推進されるものとする。

- (1) 公平性、公正性及び透明性の向上
- (2) 品質及び適正な履行の確保
- (3) 事業者等の関係法令遵守の徹底
- (4) 政策推進に資する公契約のあり方の研究

(町の責務)

第4条 町は、前条に規定する取組にのっとり公契約に関する施策を総合的に推進しなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、第3条に規定する取組の実現に向けて、町が実施する公契約に係る施策に協力するよう努めなければならない。

(その他)

第6条 この方針に定めるもののほか、公契約の適正な履行に関し必要な事項は、町長が別に定める。